

改正障害者差別解消法に関するアンケート集計

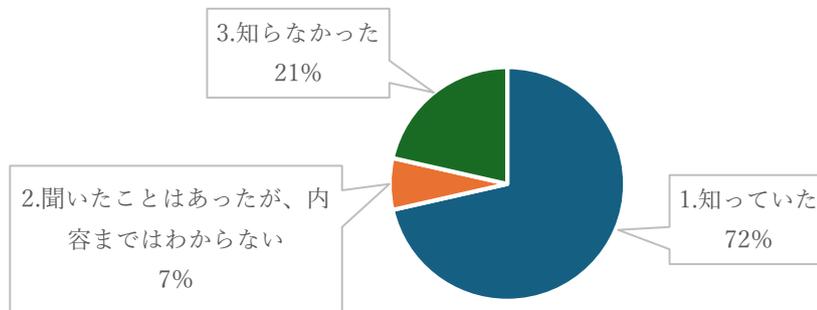
1.集計結果

障害者差別解消法が改正された現在、「障害者差別解消法」がどのように理解され、また、どの程度の認知がされているのかを速やかに把握し、行政機関だけではなく、民間事業者、町民一人ひとりが差別の解消をするための取組を進めるため、協議会委員の皆様にはアンケートを実施しました。

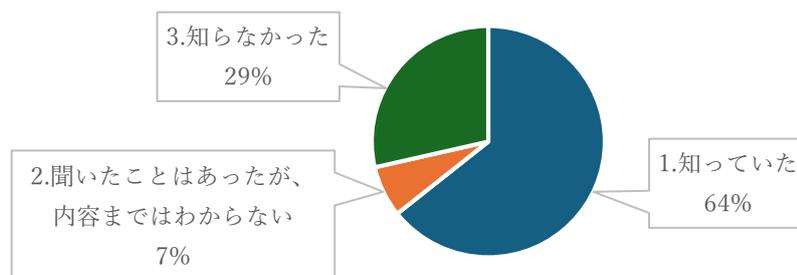
件数 14/19 (74%)

差別解消法について

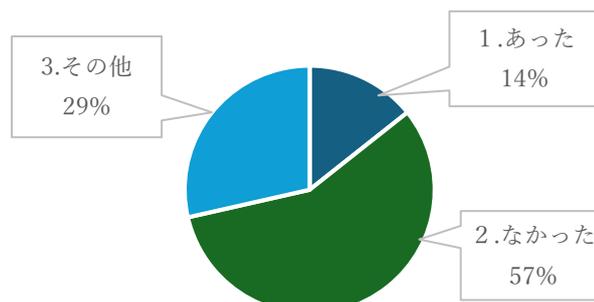
① 「差別解消法」について、内容を知っていますか。



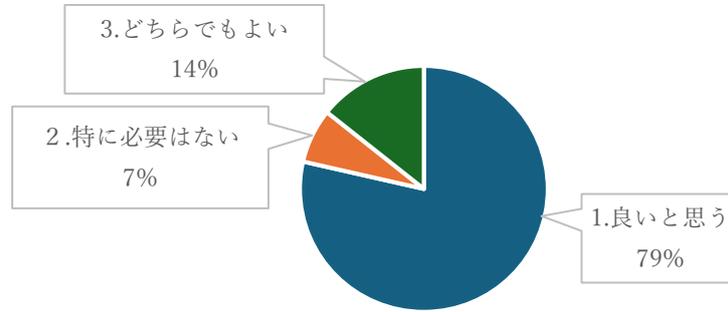
② 「差別解消法」が令和3年度に改正され、令和6年度4月より施行されたことを知っていますか。



③ 「差別解消法」について、詳しく説明を聞く機会がありましたか。



④「差別解消法」について、勉強会・研修会があったら良いと思いますか。

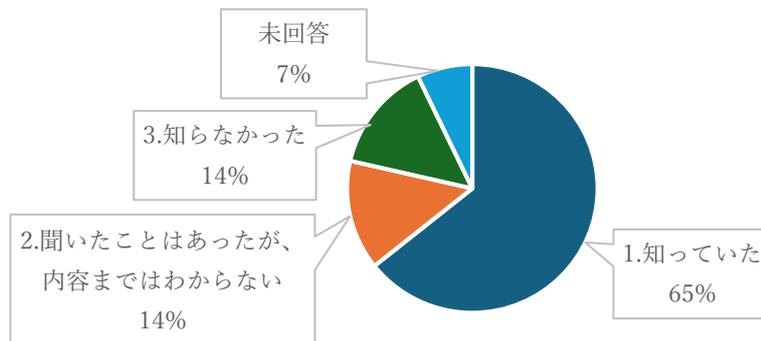


⑤「差別解消法」の普及啓発、取り組みに関するご意見がありましたら、自由にご記入下さい。

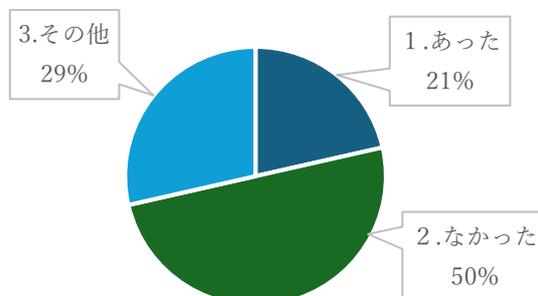
- ・そばに相談できる人がいること
- ・障がい者を知ることが差別解消に繋がるので、販売会や展示会を人の出入りの多いところで開催していただけたらと思います。役場ロビーやシンコースポーツ寒川アリーナのロビーなど。
- ・普及ということ言うと、協議会含め、地域の方が知る機会を作っていく事等を地道に継続して行っていく必要があるかと思ひます。
- ・過去に行われた、障がいのある方についての普及啓発活動があれば、どのような取り組みがあったのか、教えて頂きたいと思ひます。

合理的配慮について

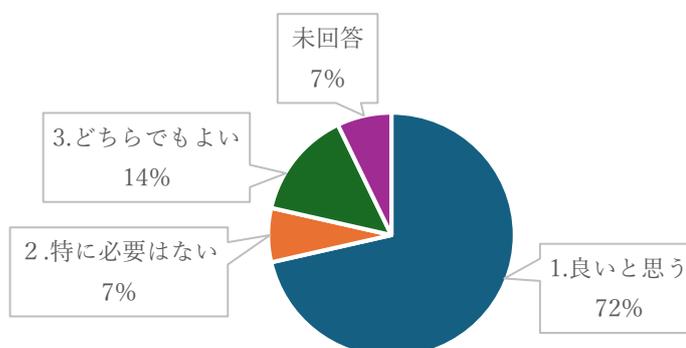
①「合理的配慮」について、内容を知っていますか。



② 「合理的配慮」について、詳しく説明を聞く機会がありましたか。



③ 「合理的配慮」について、勉強会・研修会があったら良いと思いますか。



④ 「合理的配慮」の提供の取り組みに関するご意見がありましたら、自由にご記入下さい。

- ・ 設設備面でのバリアの要望はむずかしいのでは
- ・ 茅ヶ崎市は合理的配慮に取り組む店舗にステッカーを配布する「みんなにやさしいお店ちがさき事業」を実施しています。寒川町でもこのような事業を実施すると良いと思います。身近な店舗が合理的配慮に取り組むことで、地域の方々に理解が広がると思います。
- ・ 平素から人に対面する人が時に障がい者に当たった場合にどう対応すれば良いか、分かり易く。公共の乗り物などでの奇声や行動の対応や思いはどうすれば、沈まる迄だまっていれば良いと思うが。
- ・ こちらについても、地域の方に向けて知っていただく機会を作り、それを地道に継続的に取り組んでいく事が必要かと思います。
- ・ 合理的配慮については、バリアフリーなど、環境整備の話しが先行するイメージがありますが、少しの事でできる配慮もあることが周知できるとよいと感じています。

事例について

主に、法施行後の平成28年度以降に、ご自身で体験したり、見聞きした①障がいのある方への配慮の良い事例、②適切な配慮がなくて、困った事例（差別を受けたと思った事例）についてありましたら、ご記入下さい。

①障がいのある方への配慮の良い事例

- ・耳鼻科の受診で納得するまで器具を触らせくださり、使い方を見せていただけだったので、落ち着いて治療を受けられました。（町内）
- ・歯科検診で、医師の腕を掴んでしまいましたが、振り払わずそのまま検診してくださいました。（本人は何をされるか不安があり、相手の腕を掴んでいると安心します。）（町内）
- ・親の会の旅行で、宿泊施設が食事や入浴の時間を一般の宿泊客と重ならないように貸し切りにしてくださいました。（県外）
- ・良いか悪いか難しいが配慮に努めた例
数年前交通事故に遭った利用者を救急車に乗って搬送してもらった時、利用者本人が発達障がいのため、「サイレンを止めて走ってほしい・窓を開けてほしい・（背中を打ったが）体に触れないでほしい」等話があった。
（添乗した人が本人と救急隊員の間に入り）治療上や搬送上の理由から難しい旨伝えて何とか了解してもらった。
- ・社協職員数名が寒川町主催の手話講習会を受講している。また、聴覚障がいの方が来所された時は、手話や筆談、スマホを活用して文字入力など、なんとか会話ができるように努めている。
- ・社協には寒川町福祉団体協議会（福団協）の事務局があるので、障がい当事者団体との情報共有や活動支援を通じて、お互いを理解するように努めている。特に、近年の福団協主催の映画上映会や福団協の活動紹介展示、寒川町ふれあい福祉フェスティバル等を通じて、団体のこと、団体を構成する会員のこと等を広く町民に対して伝える場が増えており、理解の促進につながっている。
- ・社協の重要な取り組みの1つである町内の小中学校を対象にした「福祉を育む学び（福祉教育）」の場において、町内の障がい当事者団体が学びのサポートに関わり、お互いを知ることから理解すること、そして自分にできることを知り実際に行動すること等、子どもたちの学びを支えている。
- ・社協の福祉有償運送において、運転を担う送迎ボランティアの中に聴覚障がいのあるボランティアさんがいる。連絡方法はLINEを活用し、トラブ

- ルなく送迎ボランティア活動をしてくださっている。車に乗せる利用者も聴覚障がいの場合があり、お互いを分かり合えている安心感もあるはず。
- ・社協が指定管理をしている寒川町健康管理センターには、町内の障がい者事業所が清掃に来て下さる。社協職員は清掃に来た事業所の利用者と積極的に挨拶、会話、コミュニケーションをとっている。また、寒川町健康管理センター1階廊下には、常時、「知って感じて、こころのバリアフリー 寒川町障害者差別解消支援地域協議会」と「ともに生きる 神奈川県」ののぼり旗2種を来館者に見える位置に掲示している。
 - ・サロンハートぼっぼや親子の会、寒川町福祉団体協議会やその構成団体が、活動場所として寒川町健康管理センターを利用できるように調整・対応を重ねてきたことは、調整の相手に対して、障がいのある方への理解を進めることにつながっている。
 - ・社協の仕事は、障がいのある方を常に意識し、支援等の対象とし、住民同士の支えあいが進むように意識して業務に取り組んでいるので、お互いを知る、理解する、支えあうの意識は、すべての職員にある。
 - ・具体的な事例というのは、なかなか思いつかないのですが、障がいを持っている方が、地域で暮らしやすくなるには、周りの環境が大きいというか、周りにいる人がどれだけ当事者の事を理解しているかが大きいと思います。
 - ・自分もまだまだですが、地域の方が当事者の特性を知っていく機会を継続的につくっていく必要性を感じています。

②適切な配慮がなくて、困った事例（差別を受けたと思った事例）

- ・移動支援でヘルパーから、「バスが降車途中で発車したため、次のバス停まで乗車し、そこから歩いて戻ったため本人が混乱した。」という報告がありました。「本人の動きが止まり、移動に時間がかかっていた。渋滞で遅延していたため急いでいたのかもしれない。」との事でした。（町外）
- ・通所先近くの店舗で、店員が誤ってレジ操作をしたため、混乱した自閉症の方がレジ横のタブレットを叩き、弾みで店員に当たってしまったそうです。店は警察に通報し、さらにその方の事業所退所または事業所の閉鎖を要求したとの事です。現在、その方は退所し、事業所の利用者は店の敷地内（駐車場を含む）立ち入り禁止の状態との事です。（町内）
- ・車いす利用者の方は、寒川町健康管理センターが「土足厳禁」であるため、来館時には、車椅子のタイヤをタオルで拭いてから入館してもらうことも

ある。スロープ、自動ドアはあるが、入口の自動ドアがある1階は絨毯が敷いてあるため、気を遣わせてしまう。ご自身の車椅子操作だけで自由に出入り、利用できる建物ではない。

- ・数年前の話になりますが、軽度の知的障がいを持った方が一般就労していたのですが、職場でなかなか上司の方に特性を十分に理解していただけない状況があり（もちろんご本人にも要因はあったのですが…）、当時ご本人に関わっていた支援者で、何度か職場に出向きご本人の状況をお伝えする機会を設けたのですが、なかなかうまくいかず結局退職に至ったという事がありました。特性を理解していただく難しさを感じた一件でした。
- ・駅などでこだわり行動が出た時に、遠巻きに悪く言われているのを、母が見ていたエピソードを聞きました。町民の障がい理解が深まる事で、緩和されることだと感じています。